

○高槻市附属機関設置条例（抜粋）

平成24年12月19日

条例第36号

附属機関に関する条例（〔昭和29年〕高槻市条例第262号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

**第3条** 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

**第4条** 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が任命する。

3 委員（市の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

**第5条** この条例又は法律若しくはこれに基づく政令若しくは他の条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条—第4条関係）

執行機関	名称	担当事務	人数	構成	任期
教育委員会	高槻市学校教育審議会	教育委員会の諮問に応じ、本市における義務教育学校の設置その他学校教育の在り方についての調査審議に関する事務	15人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市立の幼稚園若しくは認定こども園に在籍する幼児、市立の小学校に在籍する児童又は市立の中学校に在籍する生徒の保護者 (4) 市立の幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に勤務する教育職員 (5) 市民	当該諮問に係る調査審議の期間中